

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき企画財政局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年1月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和元年8月6日から令和2年1月7日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和2年1月8日

3 監査の対象

(1) 対象部局

企画財政局

(2) 対象年度

令和元年度。ただし、必要に応じて平成30年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目、予算の執行状況並びに令和元年度包括外部監査の対象事務等を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)の収納に関する事務	税務部 債権対策課、納税課、緑市税事務所、 南市税事務所
(2) 需用費(施設修繕料)の支出に関する事務	財務部 管財課
(3) 委託料の支出に関する事務	企画部 企画政策課、オリンピック・パラリンピック推進課、情報政策課 財務部 財務課、管財課 税務部 納税課、市民税課、資産税課

(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	企画部 情報政策課 財務部 財務課
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	企画部 企画政策課、経営監理課、広域行政課、土地利用調整課、情報政策課 財務部 財務課、管財課、契約課、公共建築課 税務部 税制課、市民税課、資産税課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 市税の収納に関する事務	<p>収納が適正に行われないリスク</p> <p>現金の保管及び取扱いが適正に行われないリスク</p>	<p>ア 納付書の取扱いは適正に行われているか。</p> <p>イ 収納金は遅滞なく指定金融機関に払い込まれているか。</p> <p>ウ 現金の保管及び取扱いは適正か。</p>
(2) 需用費(施設修繕料)の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
(3) 委託料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は</p>

	<p>スク 支出が適正に行われないリスク</p>	<p>确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
<p>(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務</p>	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
<p>(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務</p>	<p>算定及び支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 算定及び支出は適正に行われているか。</p> <p>イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。</p>

3 主な監査手続

監査基準第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 市税の収納

公金払込領収書、現金受払簿 等

イ 需用費(施設修繕料)、委託料並びに使用料及び賃借料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書 等

ウ 負担金、補助及び交付金

支出負担行為書、請求書、支出命令書、精算命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

企画政策課、財務課、管財課、債権対策課及び資産税課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

(1) 注意事項

ア 企画政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次期総合計画策定に係るシンポジウム運営業務委託において、次のような事例が見られた。

(ア) 業者選定に当たり作成された予算執行伺書において、シンポジウムの開催告知に使用する駅貼り広告用ポスターの印刷費を算入せずに積算を行っていた。

(イ) 予算執行変更伺書及び支出負担行為更正書に添付されていた変更設計書において、当該変更により執行しなくなった業務に係る減額すべき金額が、仕様書に定める当該業務の金額と相違していた。

なお、積算誤り及び記載誤りによる契約金額への影響はなかった。

今後は、契約書類の内容を十分に確認し、添付書類の必要性を精査するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

イ 企画政策課及び財務課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、3件の契約について、委託業務の遂行に当たり受注者がその労働者に対して指揮命令を行う請負契約として締結されたものであったが、発注者が労働者に対して指揮命令を行う労働者派遣であるかのような疑念を生じさせかねない「発注者は、受注者の委託業務遂行に必要な一切の事項を指示する」との記載が契約書に見られた。

平成31年3月に実施した財務監査において、今回と同様の事例が見られたことから、業務委託における事務事業等の適正化の自主点検表等を活用することにより適切な契約事務の執行を図るよう、業務委託契約を所管する各課に対し意見を付したところである。

今後は、関係通知を十分に確認し、契約書類の記載内容を精査するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

ウ 管財課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 相模原市役所本庁舎本館清掃業務委託において、契約書の清掃作業基準表と受注者から提出された清掃業務実施計画書の頻度、面積等に相違が見られた。

(イ) 本庁舎設備管理業務委託において、仕様書と受注者から提出された実施計画表の対象機器台数、水質検査項目数等に相違が見られた。また、仕様書に基づき市が受注者に対し1時間単位で指示する臨時の設備業務について、受注者は1日の実勤務時間を1時間単位に端数処理して算定した当該業務に係る委託料を市に請求しているが、仕様書には当該算定方法が示されていなかった。

なお、それぞれの業務委託について受注者から提出された報告書類を確認したところ、清掃作業基準表等に基づき適正に実施されていた。

今後は、契約関係書類の内容を十分に精査・確認するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

エ 資産税課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、平成31年度用固定資産税・都市計画税納税通知書印字及び封入封緘委託において、次のような事例が見られた。

(ア) 再委託に係る受注者から提出された承認申請書及び市が発出した承認通知書について、再委託する業務の内容に記載誤りが見られた。

(イ) 契約書の個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき受注者から提出された作業責任者及び作業従事者に関する報告書類に記載漏れが見られた。

今後、業務委託に係る契約事務の執行に当たっては、改めてその重要性を認識し、関係書類の記載内容を十分に確認するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

(2) 企画財政局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

(1) (仮称)相模原市行財政構造改革プランの策定について

少子化・人口減少に伴う市税収入等の減少、超高齢化社会の進行に伴う社会保障関連費の増大、公共施設等の老朽化に伴う物件費、維持補修費等の増

大など、本市に限らず自治体を取り巻く行財政運営の状況は厳しさを増している。さらに、本市にかつてない規模の被害をもたらした令和元年台風第19号のような不可避の自然災害に伴う災害復旧・復興事業や、現在計画段階にある大規模公共事業の着工等によって見込まれる多額の経費は、将来にわたる本市の行財政運営を大きく圧迫するおそれも指摘されている。

これまでも、決算審査等の機会を捉え、将来見込まれる財政需要の増大に備えて中長期的視点に立った健全な財政運営に努めるよう要望してきたが、企画財政局による令和元年9月末時点の長期財政収支の仮試算において、令和9年度末には一般財源ベースで約134億円の歳出超過となり、これまでと同様の行財政運営を継続した場合、いずれは真に必要とされる行政サービスの提供すら困難となる見通しが示されたところである。

こうしたことから、令和元年11月には、本市の歳入規模や人口動態に応じた全く新しい行財政構造の構築に向け、「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を令和2年6月末までに策定することが公表された。

改革プランの策定に当たっては、相模原市総合計画の基本構想で描く本市の将来像を堅持しつつ市民生活の安定を最優先課題とすることは言うまでもなく、今後、改革項目、数値目標などの具体性及び客観性や事業の廃止・見直しに係る合理性を市民に対して明確に示していくことが極めて重要である。さらに、全ての職員が現状と課題を共有し高い改革意識を持って業務に取り組むとともに、今後の人口減少社会の到来に向けたAIやIoTの積極的導入など、これまで以上に徹底した合理化、効率化に取り組む必要がある。

行財政構造改革本部にあっては、広く市民や有識者の意見を取り入れつつ、実効性ある改革プランを速やかに策定し、徹底的な「選択と集中」による真に必要な事業の再構築に取り組まれない。

(2) SDGs達成に向けた取組について

2015年9月の国連サミットで採択された^{エスディーゼーズ}SDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、2030年を年限として設定された17の国際目標であり、本市においても目標達成に向けた取組が進められているところである。

また、持続可能性の取組をレガシー*とする2020年東京オリンピック・

パラリンピック競技大会においては、本市津久井地域などをコースの一部として同年7月に実施が予定されている自転車ロードレース競技の運営等を通じ、SDGsの理念を市内外へ積極的にアピールするとともに、市民一人ひとりが目標達成に向けた具体的な行動へ結びつけていく契機となるよう、更なる情報発信及び普及啓発に努める必要がある。

SDGs推進の主導的役割を担う企画財政局においては、今後策定する改革プランを踏まえた上で、各部局が実施する事務事業がより一層効果的なものとなるよう、引き続き、局区間の横断的な連携及び推進体制の構築に努めるとともに、環境、福祉、教育、経済などを担う各部局においては、市民、企業、団体や国、他自治体など多様な主体との連携を図り、イベントや事業など様々な機会を通じて、目標達成に向けた効果的な取組の推進を図られたい。

*レガシー：社会的遺産と訳され、後世に受け継ぐべき成果を意味する。



第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第199条第12項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとされており、この通知の中で、指摘を受けた不適正な事務処理の原因を明らかにした上で是正又は改善のための具体的な取組等が示されることとなっている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成27年度及び平成28年度に実施した定期監査及び行政監査並びに平成28年度行政監査「平成27年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について」及び平成29年度行政監査「平成28年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について」の結果を考慮し、選定した。

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
情報政策課	<p>< 委託料並びに使用料及び賃借料の支出に関する事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1者随契理由書の記載漏れや記載誤り 	<p>1者随契理由書の各班長、課長による事前の確認を実施</p> <p>1者随契理由書について、裏面から入力や確認を行うよう事務手順を変更事務の流れを確認するチェックシートの作成</p>
財務課	<p>< 委託料並びに使用料及び賃借料の支出に関する事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書頭書の消費税率の記載誤りや印紙税額の誤り、約款の違約金利率や引用条項の記載誤り ・ 受注者選定のため3者から徴した見積書のうち、1者の内容が仕様書と一部相違 ・ 見積書及び請求書の日付が消せるボールペンで記載 	<p>財務部内会議を開催し、財務会計事務の重要性と財務部の立場を再確認し、再発防止に向けた内部統制の在り方について議論</p> <p>財務セミナーにおいて財務会計事務の重要性と監査の指摘事項等について注意喚起</p> <p>契約事務において担当者及び副担当者による複数での確認作業を徹底</p> <p>契約相手方に仕様の周知を確実にし、見積書、請求書等の提出物に日付等記載すべき事項をあらかじめ印字したものを提出させることについて再確認</p> <p>提出物の受領時に担当者、副担当者の複数人による確認を徹底</p> <p>契約書等を作成する際にチェックシートを作成して突合し確認</p>
管財課	<p>< 需用費(施設修繕料)及び委託料の支出に関する事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2件の類似した修繕について、同日に見積合せを実施し、同じ業者と契約 ・ 修繕箇所は異なるものの契約期間は同一である2件の修繕について、同一の選定業者による見積合せを同日に実施 ・ 設計書の内容と仕様書の内容の相違や見積合せを行った業者間の見積書の内容の相違 ・ 契約書頭書中の誤字、脱字や収入印紙の税額 	<p>所属長から契約事務を行う職員を対象に、契約事務の重要性、適正な事務の遂行について口頭訓示</p> <p>所属職員に対して、契約事務の誤りの原因と再発防止について周知</p> <p>契約課作成の「契約事務の手引き」によるチェックリストの活用</p> <p>契約書類について、複数人による確認を徹底</p> <p>発注する修繕内容について、緊急性や効率性及び経済性の面から内容を精査し、契約方法を決定</p> <p>業者選定について、特定の業者に偏らないよう、公平性、透明性、競争性を確保するため、「契約事務の手引き」による研修の実施</p>

	<p>誤り、契約書約款中の引用条項の記載誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書に記載された点検すべき項目が、契約書約款では一部記載漏れがあるにもかかわらず、見積書の金額で契約を締結 ・水質検査の項目数が設計書及び支払内訳書と仕様書で相違 	
<p>市民税課</p> <p>〔平成 27 年度 定期監査〕</p>	<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書約款で定めている業務の実施に先立ち承認が必要な「業務実施計画書」について、受注者から提出されてはいたものの、承認したことが確認できず ・個人情報の保護に係る特記事項で規定している受注者から提出された作業責任者等に関する届出書類について、届出に係る決裁処理が確認できず 	<p>税務部長から職責を十分に果たし適正な事務処理を徹底するよう訓示</p> <p>課内で研修を実施し、契約事務の基礎的知識の習得と文書事務における決裁処理の周知徹底</p> <p>各契約ごとに「契約事務進行管理チェックリスト」を新たに作成し、契約担当者、財務担当者及び管理監督者で確認を行う方法に改め、課全体で進行管理を行える仕組みを構築</p> <p>始業時の朝礼で庁内の不適切な事務処理の事例や定期監査結果、全庁的な指示事項について伝達を行い、注意喚起を実施</p>
<p>市民税課</p> <p>〔平成 28 年度 行政監査〕</p>	<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いを含む業務の第三者への再委託における誤った申請書の提出指示及び承認 	<p>所属長から全職員に対する特定個人情報に係る安全管理措置の徹底及び契約事務の適正な執行について訓示</p> <p>契約事務に携わる職員を対象とした研修の実施</p> <p>恒常的に特定個人情報を取り扱う職員を対象とした研修の実施</p> <p>総務省主催の「情報連携・セキュリティ対策に係る e ラーニング研修」を全職員が受講</p> <p>「契約事務進行管理チェックリスト」について、特定個人情報の有無等をチェックする欄を追加するとともに、複数職員で確実にチェックができるよう見直しを実施</p>

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	(1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。 (5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

前回指摘事項の改善状況、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、見積書、契約書、仕様書、各種届出書、請求書、契約事務に係るチェックリスト 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

財務課及び管財課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

6 監査の結果

今回の行政監査において、企画財政局における平成27年度及び平成28年度定期監査及び行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の継続的執行が確

保されているかを主眼として書面調査、聞き取り調査及びヒアリングを実施した。

その結果、調査に当たり確認した各種書面及び聴取内容の限りにおいて、指摘事項等となった不適正又は不適切な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。